

令和元年度第3回向日市都市計画審議会議事録

1 審議会開催の日時及び場所

(1) 日 時 令和元年12月23日(月)

午後2時00分～午後3時30分

(2) 場 所 向日市役所 3階大会議室

2 会議を構成する委員数及び出席者の数

(1) 会議を構成する委員数 15名

(2) 出席委員数 10名

1号委員 川 崎 雅 史

〃 橋 本 正 治

〃 西 田 一 雄

2号委員 上 田 雅

〃 永 井 照 人

〃 福 田 正 人

〃 山 田 千枝子

〃 和 島 一 行

3号委員 林 龍 夫

4号委員 六人部 美恵子

[傍聴者] 2名

3 議事

京都都市計画生産緑地地区の変更について（付議）

第3次向日市都市計画マスタープラン素案について（報告）

令和元年度 第3回 向日市都市計画審議会

日時：令和元年12月23日

開会 午後2時00分

○事務局 定刻となりましたので、ただいまから、令和元年度第3回向日市都市計画審議会を始めさせていただきます。

本日は、年末の大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日司会を務めさせていただきます、都市計画課の小澤と申します。

よろしくお願いいたします。

なお、本日の審議会ですが、3時半ごろの終了を予定しておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

初めに、審議会委員の交代につきまして、向日市都市計画審議会条例第3条及び同運営規則第5条第1項第2号の委員に異動がございましたので、ご紹介申し上げます。

去る8月4日に行われました向日市議会議員選挙により、市議会議員の改選が行われ、上田委員、永井委員、福田委員がご就任されました。

よろしくお願い申し上げます。

それでは、一言ずつご挨拶を頂戴したいと思います。

永井委員からお願いいたします。

○委員 こんにちは。令和自民クラブの永井でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

福田委員、お願いいたします。

○委員 公明党議員団の福田正人でございます。

よろしくお願い申し上げます。

○事務局 ありがとうございました。

委員の異動につきましては、以上でございます。

それでは、議事に入ります前に、本日の委員の出席状況をご報告いたします。

本日の審議会を所用により、神吉委員、藤本委員、村田委員、西川委員、小山委員が欠席されております。また、上田委員におかれましては、所用により遅れて出席されると伺っております。

本日、ご出席の委員は10名でございます。本審議会条例第6条第1項に定める定足数を満たしております。よって、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、この後の進行につきましては、川崎会長にお願いいたします。

○会長　それでは、この後の進行につきましては、私が議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本審議会は原則公開で運営をいたします。本日の議事につきましては、向日市情報公開条例第6条各号のいずれかに該当して、非公開とすべき情報は含まれてはおりません。

したがいまして、本日の議題につきましては、この会議を公開とすることといたします。

また、本審議会の会議録ですけれども、市のホームページにて公開となりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局、本日の傍聴者はおられますでしょうか。

○事務局　傍聴希望者が2名おられます。

○会長　それでは、本日の審議会の傍聴を許可いたします。傍聴者にご入室をいただきますので、しばらくお待ちください。

【傍聴者入室】

○会長　それでは最初に、事務局から本日の議事と資料の確認をお願いいたします。

○事務局　それでは、お手元の次第をごらんください。

本日の議事は、付議事項としまして「京都都市計画生産緑地地区の変更」と、報告事項としまして「第３次向日市都市計画マスタープラン素案について」を予定しております。

次に、資料の確認をさせていただきます。事前にお配りさせていただきました資料をご用意願います。お手元の次第の裏側が配付資料の一覧となっております。各資料の右上に資料番号を振っておりますので、お手元の配付資料一覧を参考にご確認願います。

資料の１－１から１－４及び資料の２－１から２－２が事前に配付した資料でございます。

また、本日、配付しております資料としまして、向日市都市計画審議会委員名簿がございます。

以上が全ての資料となっておりますが、不足はございませんでしょうか。

ございましたらその場で挙手をお願いします。

それでは議長、お願いいたします。

○会長　それでは、付議事項の「京都都市計画生産緑地地区の変更について」ということで、事務局のからご説明をお願いいたします。

○事務局　それでは、京都都市計画生産緑地地区の変更について、ご説明させていただきます。

私は、本議案の説明をいたします向日市都市計画課の伊藤でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

事前に配付しております資料と前方のスライドを用いて、説明させていただきます。

変更内容のご説明の前に、都市計画変更手続のスケジュールについてご説明させていただきます。

まず、生産緑地地区の変更案を作成し、案の公告及び縦覧を行いました。縦覧期間は、１０月７日から１０月２１日の間で、縦覧者はゼロ名でございました。縦覧者ゼ

ロ名で、変更案に対するご意見もなかったことから、本日、本審議会に付議させていただきます。本審議会での答申をいただいたのち、都市計画法に基づく、京都府との法定協議を行います。法定協議の後、都市計画変更の決定・告示を行う予定としております。

つづいて、今回の変更計画について、説明させていただきます。

今回の変更内容としましては、地区の廃止が4地区、地区内の一部廃止が5地区、新たに追加する地区が1地区、合計10地区の変更でございます。

生産緑地面積の増減は、地区の廃止及び一部廃止に伴う、約1.03ヘクタールの減少と追加指定に伴う、約0.02ヘクタールの増加であり、変更後の生産緑地面積は約13.29ヘクタールとなります。

全体の地区数は、地区の廃止に伴う、4地区の減少により、変更後の生産緑地地区数は76地区となります。

変更の理由としましては、記載のとおりとなっております。

つづいて、変更箇所について、ご説明させていただきます。

前方のスライドまたは資料1-1総括図をごらんください。

緑色着色部が現在指定されている生産緑地地区でございます。

黄色着色部が今回廃止を行う箇所、赤色着色部が新たに追加指定を行う箇所でございます。

まず、地区の廃止については、地区番号「寺戸-26」「寺戸-33」「上植野-2」「上植野-22」の4地区でございます。

次に、地区の一部廃止については、地区番号「寺戸-32」「寺戸区-2」「寺戸区-3」「鶏冠井-8」「鶏冠井-16」の5地区でございます。

最後に、今回新たに指定する生産緑地でございますが、地区番号「森本-2」に追加する予定でございます。

次に、生産緑地解除の流れについて、ご説明させていただきます。

生産緑地法では、当初指定日から３０年経過または主たる従事者の死亡や故障により、生産緑地所有者が市町村に、買取り申出を行うことができます。

生産緑地所有者が、市町村に買取り申出を行った場合、市町村は、買取り申出日から起算して１カ月以内に、当該生産緑地について買い取るまたは買い取らない旨について、書面で生産緑地所有者に通知することが定められており、買い取らない場合、当該生産緑地のあっせんに努めることとされております。

また、買取り申出日から起算して３カ月以内に、相続に伴う移転を除く、所有権の移転がされなかった場合、当該生産緑地にかかる行為の制限が解除されます。

なお、今回、都市計画変更を行う、地区廃止及び一部廃止の地区は、既に、行為の制限が解除されたものでございます。

それでは変更箇所の詳細について、ご説明させていただきます。

まずは地区廃止となる４地区でございます。

資料１－２－１、総括図では中央に位置します「寺戸－２６」地区については、２筆の生産緑地で地区を構成しており、それぞれ別の方が所有している生産緑地でございます。

まず、１筆目については、主たる従事者の死亡により、約０．１１ヘクタールの生産緑地について、平成３１年１月１７日に買取り申出をされ、３か月後の平成３１年４月１７日に行為の制限が解除されております。

つづいて、２筆目については、主たる従事者の死亡により、約０．１２ヘクタールの生産緑地について、平成３０年１２月１７日に買取り申出をされ、３か月後の平成３１年３月１７日に行為の制限が解除されております。

次に、総括図では左上に位置します「寺戸－３３」地区については、主たる従事者の死亡により、約０．１１ヘクタールの生産緑地について、平成３０年１２月１７日に買取り申出をされ、３か月後の平成３１年３月１７日に行為の制限が解除されております。

次に、総括図では左下に位置します「上植野－２」地区については、主たる従事者の故障により、約０．０６ヘクタールの生産緑地について、平成３１年３月７日に買取り申出をされ、３か月後の令和元年６月７日に行為の制限が解除されております。

次に、地区廃止の最後となります。総括図では右下に位置します「上植野－２２」地区については、主たる従事者の故障により、約０．１７ヘクタールの生産緑地について、令和元年５月２９日に買取り申出をされ、３か月後の令和元年８月２９日に行為の制限が解除されております。

地区の廃止については、以上でございます。

つづいて、地区の一部廃止の詳細についてご説明いたします。

総括図では中央やや左に位置します「寺戸－３２」地区については、主たる従事者の死亡により、約０．０７ヘクタールの生産緑地について、平成３０年１１月７日に買取り申出をされ、３か月後の平成３１年２月７日に行為の制限が解除されております。

次に、総括図上部に位置します「寺戸区－２」「寺戸区－３」地区については、同一の所有者となります。それぞれ、主たる従事者の故障により、約０．０８ヘクタール、約０．１０ヘクタールの生産緑地について、平成３１年３月６日に買取り申出をされ、３か月後の令和元年６月６日に行為の制限が解除されております。

次に、総括図中央やや下に位置します「鶏冠井－８」地区については、主たる従事者の故障により、約０．１１ヘクタールの生産緑地について、平成３１年３月２５日に買取り申出をされ、３か月後の令和元年６月２５日に行為の制限が解除されております。

次に、地区の一部廃止の最後になります。総括図中央よりやや右下に位置します「鶏冠井－１６」地区については、主たる従事者の故障により、約０．１０ヘクタールの生産緑地について、平成３１年２月８日に買取り申出をされ、３か月後の令和元年５月８日に行為の制限が解除されております。

地区の一部廃止については、以上でございます。

続いて、新たに追加される生産緑地の詳細について、ご説明させていただきます。

総括図では中央に位置します「森本－２」地区に、赤色で着色している部分、約０．０２ヘクタールの追加指定を行います。

追加となる農地の所有者は、隣接している生産緑地の所有者と同一であり、農業経営の規模拡大に伴い、隣接する農地を新たに生産緑地に追加することとしております。

変更後の「森本－２」地区の面積については、約０．３６ヘクタールとなります。

新たに追加する生産緑地については、以上でございます。

最後に、買取り申出後、行為の制限が解除されるまでの間における、関係機関への照会結果について、ご説明させていただきます。

今回変更箇所における買取り申出後、それぞれ向日市各部及び京都府乙訓土木事務所に買い取り希望について照会したところ、買取り申出地の明確な利用計画がなく、また財政状況を勘案し、買い取りを行わないとの回答を確認しております。

関係機関に照会后、前方にお示ししている日付で、行政として買い取らない旨の通知を行っております。

行政としての買い取らない旨の通知後、向日市農業委員会に、買い取りのあっせん依頼を行いましたが、買取り申出日から３カ月以内に相続に伴う移転を除く、所有権の移転がございませんでしたので、生産緑地法に基づき、行為の制限が解除されたところであります。

以上が、京都都市計画生産緑地地区の変更内容でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○会長 ありがとうございました。

それでは、事務局のご説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしく申し上げます。

西田委員申し上げます。

○委員 一部廃止箇所に隣接して、既決定されている生産緑地の所有者は、廃止箇所の所有者と異なるのかどうか確認させてください。

○事務局 廃止箇所と隣接している既決定箇所の所有者については、別の所有者でございます。

○委員 農業を継続していく場合、基本的には面積が大きいほうが望ましいと思いますが、買取り申出の前に隣接する農業者に、買取や賃借のお願いをするとといったことを検討や依頼されることはあるのですか。

○事務局 農業委員会の所管になりますが、買取り申出に対する市の回答通知後に農業委員会を通じて農業者の方々にあっせんする期間をとらせていただいております。隣接地の所有者についても、あっせんによる所有権の移転がないということで、今回行為の制限が解除されております。

○会長 西田委員のご意見は、幅広く告知するだけじゃなく、隣接所有者に特に強く推薦してあげるなどということだとは思いますがいかがでしょうか。

○事務局 隣接所有者に特別なあっせんということはしておりません。

○委員 法律上のあっせんだけはなかなか応えてくれないので、結果的には廃止されることになるかもしれませんが、隣接する農業者に、積極的に仲介するような努力を市のほうでとっていただけないかなというのが希望です。

○会長 ぜひご検討をいただければと思います。

○委員 「上植野一２」地区周辺は、第２次都市計画マスタープランに地区公園という位置づけがあったと思うのですが、今回の買取り申出でも買取らないということで、都市マスの位置付けについて、どのようにお考えになっているのですか。

○事務局 現行の都市計画マスタープランで、地区公園という位置づけは、示しておりません。

○委員 私の記憶違いで、位置づけを示していないのであれば結構です。

○委員 ４点お聞かせください。１点目ここ１０年の生産緑地変更推移について。

2 点目、「寺区－2」は、公園に隣接していますが、買取って公園を少し広くするなどの検討はなかったのかどうか。

3 点目、今回追加箇所の経緯をもう少し詳しく教えていただきたい。

4 点目、特定生産緑地制度の内容について教えてください。

○事務局 1 点目、過去 10 年の経緯でございますが、手元に資料が過去 5 年分しかないのです、5 年分でお答えさせていただきます。平成 25 年度におきましては、86 地区、17.12 ヘクタールでございます。その後、変更を重ね、現在 76 地区の 13.29 ヘクタールというところでございます。

2 点目、「寺戸区－2」についてでございますが、おっしゃるとおり公園西側の農地でございます。買取り申出が出た段階で、関係各部に買い取りの照会をさせていただきましたが、公園を広げる計画や、現在整備中であるというわけではなく、財政面も勘案し、今回は買い取らないと判断させていただいております。

3 点目、「森本－2」地区の追加の件でございますが、新たに追加する農地と既決定されている隣接農地というのは、1 筆の農地でございます。その 1 筆の一部を、平成 4 年当初指定時に、生産緑地として指定されておりました。今回、農業規模を拡大させようと考えた際に、残っている部分についても生産緑地に指定して、今後 30 年間営農していくお気持ちを固められ、追加指定を申請されましたので、今回追加しております。

4 点目、特定生産緑地制度についてでございますが、昨年度の都市計画審議会でも、ご説明させていただきましたとおり、本市の生産緑地は令和 4 年に当初指定から 30 年が経過します。30 年が経過することで、従前の生産緑地法だと、生産緑地の農地課税と納税猶予の適用といった税制優遇が、受けられなくなる制度でございました。こうした背景から、生産緑地法が改正され、特定生産緑地制度が創設されました。

特定生産緑地制度は、生産緑地指定から 30 年経過した農地のみ移行できる制度でございまして、生産緑地指定から 30 年経過後、税制優遇と建築規制を延長させ、

10年毎に生産緑地として継続するかどうかを判断できる制度でございます。

○委員 10年で4ヘクタール程減っているということで、今後生産緑地を残していくのか、どうしていきたいのかという意向を把握していらっしゃれば教えていただきたいと思います。

○事務局 今年度各区ごとに生産緑地所有者の方々を対象に生産緑地法改正に関する説明会を開催し、特定生産緑地制度等の説明をさせていただきました。

その中で、今後所有されている生産緑地をどうしていきたいかというアンケート調査を行っております。

現在の回答者のうち、約8割程度の方が特定生産緑地としての指定意向があるという状況でございます。

○会長 ということは、後継者の見通しがある程度ついておられる方なり、ご自分が継続されるなり、そういう方が8割はいらっしゃるという理解でよろしいでしょうか。

○事務局 あくまでもアンケートの結果ですが、その通りでございます。

○委員 生産緑地と公園の関係でご質問します。

基本的には生産緑地としての保全というのは農業を持続するという面と、都市の中におけるオープンスペースの確保という面があるかと思います。

解除手続の最初に買取申出を行政に行うというのは、都市計画的なオープンスペースである生産緑地が解除されるときは、優先的に公共的な利用に委ねようというのが、もともとの趣旨だと思います。

解除予定の生産緑地と何かしらの公園整備が位置付けられている場所が重なるとするのはなかなか難しいことだと思います。

しかし、生産緑地がこのまま減っていけば、向日市におけるオープンスペースの確保がどんどん難しくなるのではないかと思います。

行政が買い取れない場合、何らかの形で留保できるとか、借りれるとか、あるい

は、土地の交換など、今後の公園緑地をうまく確保するような方法を、何か考えていただきたい。

行政的には、国の制度の中で動かざるを得ないですけれども、議員さんや自治会などを中心に、自治的な条例のようなものをつくることによって、オープンスペースが順次確保できるような方法論を考えるのか、あるいは、向日市独自の方法論を創出するなどの努力をしていただくのが望ましいんじゃないかなと思います。

向日市は特に大きな緑地スペースというのは、古墳的なところ以外にはなかなかないので、何とかそういうような制度の創出を、議員さんともども考えていただければ非常にありがたいと思います。

これは、ただの意見ですが、ご検討していただきたい。

○会長　大変重要なお意見で、向日市のみならず、各市町村では、予算がなくてなかなか買い取りができない。寄附もなかなか集まらない中で、ただいまのご意見は、どういうふうに活用していくのかということに繋がる話だと思います。

生産緑地を解除してから開発する場合、単純に宅地化するのではなく、例えば公園に整備して、環境学習や園芸教室、屋外レストランみたいにおいしいものが食べられる場を作るなど、雇用を生み出しながら開発するという都市開発の仕方もあるのかもしれない。

そういった一般の住宅開発ではないやり方を売りにしていくことは、全国的にもやっていないので、委員の先生方にいろいろな知恵を出していただいて、行政とともに、何らかの対策を練らないといけないということを、西田委員のご意見を聞いて改めて思いました。

それでは、この議案につきまして、案のとおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

賛成の方、挙手をお願いいたします。

【全員賛成 可決】

○会長 全員賛成ということで、ただいまの議案につきましては、可決をいたしました。

それでは、早速ではございますが、次にまいります。

報告事項でございます。第3次向日市都市計画マスタープラン素案について事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、「第3次向日市都市計画マスタープラン素案」につきまして、ご説明させていただきます。

初めに、これまでの策定経過と今後の手続についてご説明させていただきます。

都市計画マスタープランですが、本市のまちづくり条例におきまして、本審議会とは別のまちづくり審議会で審議することとなっており、これまで計3回にわたって項目ごとの素案をご審議いただき、全体の素案につきまして取りまとめを行ったところでございます。

本日は、その素案について報告させていただき、ご意見を伺う予定といたしております。

今後の策定手続ですが、本審議会後、年明けの1月8日から30日間パブリックコメントを実施させていただくのとあわせて、1月19日に説明会を行い、市民の皆様からご意見を伺う予定としております。

ここから得たご意見を踏まえ、計画の案を作成し、2月に開催を予定しております、まちづくり審議会にお諮りし、答申をいただく予定としております。

その後、3月下旬に答申案を都市計画審議会に報告させていただき、年度内に計画の策定・公表を行いたいと考えております。

それではまず、都市計画マスタープランとは何なのかにつきまして、簡単にご説明をさせていただきます。

都市計画マスタープランは、都市計画法に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものです。

都市計画法では、市町村が都市計画を決定や変更する際には、このマスタープランに基づいて行うこととされているものでございます。

都市計画マスタープランの役割としては、主に将来の目標となる具体的な都市像を示す役割がございまして、本市の都市マスにおきましても、将来都市構造図を位置づけているところでございます。

次に、先ほども触れましたが、都市計画を決定・変更する際の指針となるものでございまして、本市の都市マスにおきましても、土地利用方針図を位置づけ、都市計画におきます用途地域などを指定しているところでございます。

本市の都市計画マスタープランですが、ご承知のように、平成23年3月に第2次向日市都市計画マスタープランを策定しており、今年度末までを計画期間としております。この第2次都市マスにつきましては、策定以降、桂川洛西口新市街地の整備や市の最上位計画として「ふるさと向日市創生計画」を策定しましたことから、平成31年1月に一部改訂を行っております。

それではここで、第2次都市マスの計画期間中に整備されました、主な都市基盤の整備状況をご紹介します。スライドの真ん中にあります図は、現行計画の将来都市構造図となります。この中で、新市街地ゾーンに位置づけられた地区におきましては、土地区画整理事業により、イオンモール京都桂川を基幹店舗とする「桂川・洛西口新市街地」が誕生しております。

また、新市街地ゾーンを通過する都市計画道路桂寺戸線につきましても両側に歩道を配した道路整備がほぼ、完了しております。

次に、新市街地ゾーンと市の中心部を結ぶ都市軸では、JR向日町駅から新市街地に至る府道上久世石見上里線との交差点である修理式・瓜生交差点の改良が行われました。

また、ＪＲ向日町駅周辺と阪急東向日駅周辺を結ぶ府道向日町停車場線も拡幅され、都市軸の強化が図られました。

また、市の中心部に至る幹線道路としまして寺戸森本幹線１号も整備され、アクセス性の向上が図られております。さらに市の南北軸として重要な府道西京高槻線、通称物集女街道につきましても、最も幅員が狭かった寺戸事務所を中心とする２５０メートル区間の拡幅が行われました。

次に、都市拠点に位置づけられております東向日駅周辺におきましては、市役所の東向日別館を含む複合施設が立地し、市中心部のにぎわいの創出につながっております。そして、向日神社や阪急西向日駅、大極殿公園などを中心とする「歴史資源エリア」におきましては、平成２７年２月に国から認定を受けました「向日市歴史的風致維持向上計画」、いわゆる「歴まち計画」を契機に、歴史資源を結ぶ道路の歩道の美装化や大極殿公園の拡張整備、阪急西向日駅西口の整備など、歴史資源を保全・活用する整備も進められました。

このように、第２次都市マスでは、新たな市街地や都市基盤の整備が進んだ一方で、積み残された課題もございます。

まず、ＪＲ向日町駅東側ですが、この向日町駅周辺は現行の都市マスで都市拠点に位置づけられておりますが、駅の開設当初から東口がなく、駅東側には、ＪＲ貨物の廃線跡地や駐車場などの低未利用地が広がるなど、駅の東西で土地利用上の格差が生じております。

また、ＪＲ向日町駅や阪急洛西口駅といった鉄道駅周辺に位置する、土地利用のポテンシャルが高い市街化調整区域があります。これら駅周辺の低未利用地やポテンシャルの高い調整区域において、計画的なまちづくりを行うことで、新たな産業の創出や駅周辺の魅力や活力を創出し、一段と進む都市間競争や高齢化、人口減少社会に対応していく必要が生じております。

ほか、既成市街地におきます安全性の向上を図るためにも、引き続き、課題のある

幹線道路については拡幅や改良を進めていく必要があります。

また、市の中心部を通ります府道向日町停車場線は交通量が多いにもかかわらず、踏切による交通分断が生じており、昨年のおお阪北部地震におきまして、踏切が閉まったままになり道路交通に大きな影響を与えたところです。踏切による交通分断の解消を、東向日駅周辺の機能強化やにぎわい創出とあわせて図っていく必要がございます。

さらに、本市の貴重な地域資源、向日丘陵の竹林や竹の径、また、長岡宮跡、農家住宅等の文化資源につきましても、市民交流や観光資源として保全・活用を図り、後世に残していく必要がございます。

また、市民への公共サービスや文化活動等の拠点となります市役所本館及び市民会館につきましても、老朽化と耐震性能の問題から建てかえの計画が進められているところでございます。

以上、これら積み残した課題についても引き続き対応を図っていく必要がございます。

一方、本市の最上位計画であります「ふるさと向日市創生計画」につきましても、今年度末までを計画期間としておりますことから、現在、第2次計画を策定中でございまして、同計画に即した第3次都市計画マスタープランを作成する必要がございます。これらもろもろの状況を踏まえまして、第3次都市マスの策定を行っていくことといたしております。

それでは、第3次都市計画マスタープラン素案の内容につきましてご説明いたします。

第3次都市マスは全部7章で構成しております。時間が限られておりますので、内容をかいつまんでご説明させていただきます。

まず、第1章ですが、第1章は計画の策定の背景や位置づけ、目標となる年次など、計画の前提となる項目をまとめている章でございます。

策定の背景では、先ほども触れました、まちの状況の変化や今後訪れる人口減少やさらなる高齢化に対応するため、持続可能なまちづくりの必要性が高まっていること。また、第2次ふるさと創生計画との整合性などを記載しております。

次に、目標とする年次ですが、令和12年3月までの10年間としているところでございます。

次に第2章ですが、向日市を取り巻く現況と課題につきましては、社会潮流や本市の現況、そして基本的な課題などを取りまとめている章でございます。

「社会の潮流」では6つの項目を掲げており、1つ目の「人口構造の変化」では、全国的に人口減少や少子高齢化が深刻化し、将来の財政悪化が懸念されている状況を記載しております。2つ目の「激化する都市間競争」では、人口減少時代が本格化する中、各自治体では将来人口の確保と地域の活性化を図るため、さまざまな取り組みを展開している状況を記載しております。3つ目の「暮らしの安心・安全に対する意識の高まり」では、地震や豪雨等の自然災害の多発や自動車等による交通事故などが相次いでおり、安心安全に対する国民意識が向上している状況を記載しております。次に4つ目の「ライフスタイルに対する意識の変化」では、健康志向や余暇活動などへの意識の向上やそれらと密接に関連する働き方の改革が進められている状況を記載しております。5つ目の「持続可能な地方創生の推進」では、持続可能な開発目標、SDGsの国連採択を受け、国では、地方創生の実現に向け自治体版SDGsの推進を図っている状況を記載しております。6つ目の「官民連携の必要性の高まり」では、社会変化により生じるさまざまな地域課題や多様化・高度化する市民ニーズに対し、民間や地域が解決に向け取り組んでいる事例が多く発生していることや、民間のノウハウを行政運営に取り入れることで、質の高い行政サービスを提供する事例も増加している状況を記載しております。

次に、本市の現況では9つの分野から統計資料などを用いて現況を整理しております。

1つ目の「人口の現況」では、北部開発によって近年、人口が増加しておりますが、転入者数も落ちついてきていることから、今後の人口減少への備えや転入人口の定着が必要であることを記載しております。

次に2つ目の「土地利用の現況」では、市街地の大部分が住宅用地と利用されているため、地域の活性化に寄与する土地利用を図るには、農地などの既存の土地利用を転換する必要があることや、駅周辺のにぎわい創出が求められていることなどを記載しております。

次に3つ目の「産業の現況」では、製造品出荷額、小売業年間販売額、経営耕地面積のいずれも減少傾向にあることから、雇用や税収の源となる産業の創出や振興が必要との内容を記載しております。

次に4つ目「都市施設の現況」では、都市計画道路の整備率が低く、整備促進の必要があることや、踏切による交通分断が生じており、円滑な交通に課題があることを記載しております。

次に5つ目「都市交通の現況」では、市内ほとんどの地域において、徒歩圏内に鉄道駅またはバス停が整備されているものの、高齢化を見据えた公共交通の確保が必要であることを記載しております。

次に6つ目「都市機能の現況」では、医療や介護、保育施設、商業施設、公共施設などの各種都市機能については、市内各地に立地し、一定備わっているものの、高齢化などの社会変化に対応した機能の充実が必要であることを記載しております。

次に7つ目「防災の現況」では、本市の防災マップから、本市の住宅地においても大雨による浸水や地震による強い揺れが想定されていることから、引き続き災害に強いまちづくりを進めていく必要があることを記載しております。

次に8つ目「まちづくり活動の現況」では、本市には、まちづくり条例に基づく認定まちづくり協議会が13団体ありまして、地域課題の解決を図るには、これらの協議会と連携したまちづくりの推進が必要であることを記載しております。

次に現況の最後ですが9つ目「財政の現況」では、社会保障費を含む民生費が増加傾向にあるものの、財政構造は硬直が見られることから、都市整備においては民間活力の導入など財政負担の軽減を図っていく必要があることを記載しております。

これら本市の現況を踏まえまして、都市計画の基本的課題を6つの項目からそれぞれ位置づけを行っております。

1つ目「都市の活力」では、人口の定着や新たな産業の創出、鉄道駅周辺や幹線道路沿道のにぎわい創出などを基本的課題として位置づけております。

次に2つ目の「交通の利便性」では、都市計画道路の整備や幹線道路の安全対策、高齢社会に対応した公共交通の確保など。

次に3つ目「土地の有効活用」では、市の活性化に利用できる用地の確保や空き家等への対策を位置づけております。

次に4つ目「既成市街地の保全」では、自然災害への対策や社会資本の老朽化への対応、生活に必要な都市機能の確保などを位置づけております。

5つ目「市固有の資源の確保」では、歴史・文化資源の保全・活用や向日丘陵などの緑地の保全を位置づけております。

最後に6つ目「協働のまちづくり」では、市民活動団体との連携・協働や民間活力の導入を位置づけております。

以上が第2章の主な内容でございます。

次に、第3章基本方針ですが、この章は計画の構想部分となる章で、まちづくりの基本方針や都市計画の目標、将来都市構造などで構成されている章でございます。

まず、まちづくりの基本方針につきましては、市の最上位計画を受けての都市計画マスタープランとなりますので、「ふるさと向日市創生計画」の3つの施策の柱を位置づけております。

そして、都市計画の目標につきましては「人が集う ふるさと向日」としております。これは、西日本一コンパクトな市という特性の中で、働く場、住む場、買い物す

る場、楽しむ場、創造の場など、身近に人が集う場が確保されることで、住みたい・住み続けたいと思えるまち、歩いて暮らせるまちを目指すとして設定しております。

次に、都市計画の目標を受けて、将来都市構造の設定を考えております。将来都市構造は、拠点と軸、そしてゾーンの3つから構成しております。丸囲みの拠点は、交通結節点であります鉄道駅周辺や公共施設が集積している地域を位置づけておりまして、各地域の性格に合わせて全部で6つの拠点を設定しております。

主なものとしましては、ＪＲ駅と阪急駅を結ぶ地域につきまして、それぞれ2つの都市拠点を設定しております。北部のＪＲ桂川駅と阪急洛西口駅を結ぶ地域を、オレンジ色の枠の「交流都市拠点」としてしております。これはイオンモール京都桂川をはじめ、広域から人を呼び込む施設が集積しておりますので、広域から人を呼び込む拠点として位置づけを行いたいと考えております。

2つ目は、ＪＲ向日町駅と阪急東向日駅を結ぶピンク色の枠の「中心都市拠点」でございます。これは市内の鉄道駅を含んだ、市の玄関口となる拠点としての位置づけを行いたいと考えております。

続いてゾーンにつきましては、主なものとしまして、交流都市拠点、中心都市拠点を中心に、それぞれ、にぎわいを誘導する「交流にぎわいゾーン」オレンジ色のべた塗り部分です。そして赤色のべた塗り部分の「中心にぎわいゾーン」を設定しております。

また、市街化調整区域の農地が広がる地域、灰色ベースの黄緑色の斜線がされている部分につきましては、都市近郊農業の場として、また、まちづくりの余力として維持活用を図る「維持活用ゾーン」として設定したいと考えております。

続いて破線で示しております軸につきましては、本市の都市計画道路など幹線道路を中心に設定を行っております。主なものとしましては、市の中心部を通るピンク色の破線の都市軸をはじめ、沿道のにぎわい創出を図る青色破線の「沿道サービス軸」、また、市中心部へのアクセス性を高めるオレンジ色破線の「地域連携軸」を設定して

おります。

以上が、将来都市構造となります。

次に、都市計画の重視すべき視点を、先ほど第2章で説明しました都市計画の基本的な課題に答える形で、設定を行っております。

例えば「都市の活力」の基本的な課題に対応する視点としまして「都市の魅力と活力の創出」を、交通の利便性につきましては交通の利便性の向上と、それぞれに対応する形で設定を行っております。

また、お配りしております素案の32ページですが、ここでは都市計画の基本的課題と重視すべき視点が第4章の都市整備方針にどうつながるかをあらわした相関図を示しております。

以上が、第3章の基本方針となります。

次に、第4章の都市整備方針に移ります。

第4章の都市整備方針ですが「土地利用方針」「市街地整備方針」「住宅及び住環境の整備方針」「都市施設の整備方針」「都市環境の整備方針」の5つの整備方針で構成しております。

はじめに、土地利用方針ですが、土地利用方針は、都市計画に定めている用途地域の方針となるものでございます。主な内容としましては、にぎわいと活力の創出を図る土地利用を誘導するため、鉄道駅周辺の高度利用を図る赤色斜線枠の「都市型複合拠点地区」、都市軸や市中心部のにぎわいとなる商業系土地利用を誘導するピンク色の「商業・業務地区」、幹線道路沿道の土地利用を誘導するオレンジ色の「沿道サービス地区」、ものづくり等活力となる土地利用を誘導する水色の「工業・流通地区」の設定を考えております。

また、良好な住環境の保全・形成を図るため、黄緑色の「低密度住宅地区」や黄色の「中密度住宅地区」の設定を考えております。

また、先ほどの将来都市構造において、維持活用ゾーンの設定を考えています市街

化調整区域の農地につきましては、土地利用の調整を図る灰色の「土地利用調整地区」に設定することを考えております。

次に、市街地整備方針でございますが、市街地整備方針は、区画整理事業などの新たな市街地の整備や、再開発事業などの市街地の整備などの方針となるものでございます。主な内容としましては、駅周辺の拠点性の強化を図るため、「ＪＲ向日町駅・阪急東向日駅周辺の整備」を位置づけております。

また、区画整理事業による新たなまちづくりを計画的に進める地域として、オレンジ斜線枠の「面整備を計画的に推進する地域」を位置づけております。

一方で、既成市街地における良好な住環境の保全と快適性の向上を図るため「都市基盤施設の整った市街地の形成」を位置づけております。

次に、住宅及び住環境の整備方針ですが、主な内容としましては、安心・安全な住環境の形成を図るため、「一般の住宅地における住宅及び住環境の充実」を位置づけ、空き家対策についても記載をしております。

また、都市計画の用途地域におきまして、第１種低層住居専用地域に指定されている地域を中心に「低層住宅地における住環境保全と充実」を位置づけ、地区計画制度の活用などにより、地域の個性を生かした環境の保全・形成を図ることを記載しております。

次に、都市施設の整備方針にまいります。都市施設の整備方針は「交通体系の整備方針」「公園・緑地等の整備方針」「下水道の整備方針」「その他公共施設の整備方針」の４つからなります。

まず、交通体系の整備方針の（１）公共交通の整備につきましては、「①鉄道駅の利便性向上」として、ＪＲ向日町駅周辺の整備や「②連続立体交差化や踏切の安全対策の推進」として、阪急京都線の検討、そして「③バス交通の利便性の向上」としてコミュニティバス運行による交通ネットワークの構築を主な内容として記載しております。

次に、（２）道路の整備の主な内容としましては、「②地域幹線道路の整備」として、都市計画道路牛ヶ瀬勝竜寺線及び御陵山崎線の整備や「③市内幹線道路の整備」として、府道や幹線市道の拡幅整備、「④生活道路の整備」として、狭小道路の改良や私道の補助制度の活用促進などを記載しております。

次に、公園・緑地等の整備方針ですが、主な内容としましては、「①都市公園の整備」として、緑の基本計画に基づく公園の整備や森本東部地区などの新たなまちづくりにおける街区公園の配置、また「②市街地における緑地の保全」として、生産緑地制度の活用促進や市民農園・観光農園等への活用検討、また「③向日丘陵等の緑の保全」などを記載しているところです。

次に、下水道の整備方針です。内容としましては「公共下水道の整備」として、汚水については施設の長寿命化を図るため予防保全型の維持管理を、また、雨水については、いろは呑龍トンネルとの整合を図りつつ、雨水幹線の整備等を記載しております。

次に、その他公共施設の整備方針ですが、主な内容としましては「①上水道施設の充実」を初め、「②ごみ関連施設の適正な管理」「③学校施設の充実」「④社会教育・市民文化施設の充実」「⑤保健・福祉関連施設の充実」「⑥市役所新庁舎の整備」などについて記載してるところです。

次に、都市環境の整備方針に移ります。都市環境の整備方針は「都市景観の整備方針」「都市防災の方針」の２つからなります。

１つ目、都市景観の整備方針の主な内容としましては、「①歴史・文化資源の整備と活用」として、史跡長岡宮跡や史跡乙訓古墳群、向日丘陵の竹林などの歴史・文化資源の保全・整備や休憩施設の整備等を、「②緑地景観の保全」として、向日丘陵や田園等の保全を、そして「③地域性を活かした市街地景観の形成」として、地区計画制度等を活用し、各地区の特性に応じた景観形成などを記載しております。

最後に都市防災の方針です。主な内容としましては「①防災空間の確保」として、

延焼遮断帯機能を持つ都市計画道路の整備や、公園緑地、防災協力農地等のオープンスペースの確保。また、「②公共施設の安全性の確保」として、市役所本館及び市民会館の建てかえや公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の計画的な耐震化、「③民間建築物の安全性の向上」としまして、住宅の耐震診断・改修の支援、そして「④浸水対策の推進」として、いろは呑龍トンネルとの整合を図りつつ、雨水幹線等の整備を記載しております。

第4章は以上となります。

次に、第5章の主な整備構想等についてご説明いたします。

第5章の主な整備構想等は、計画期間内に重点的に取り組むことで、向日市の価値を高め、課題の解決に寄与すると考えられる事業、取り組みを位置づけるものです。基本的な考え方としましては、本市におきましても将来的には人口が減少するとともに、さらなる高齢化の進展が予測される中、将来にわたってまちの持続性を確保していくには、定住人口の確保と税収の源となる活力の創出をあわせて図っていく必要があります。

そのため、本市への定住者を確保するため「暮らす」視点から都市の魅力と安全性を高めていくプロジェクトと、「創る」視点から都市の活力と新たな産業や雇用の場の創出につながるプロジェクトを設定します。

「暮らす」視点では、暮らしの魅力を高めるため、人口移動の大きい世代をターゲットに、駅周辺や地域資源を活用するための拠点性の強化を図るプロジェクトと、全世代を対象に安全・快適な生活が送れるよう都市基盤の形成を図るプロジェクトを設定します。

「創る」視点のほうでは、都市の活力となる産業や雇用の場など新たな活力を創出する拠点の形成を図るプロジェクトを設定し、合わせて3つのプロジェクトを掲げております。

まず1つ目「都市の魅力を高める拠点性の強化」ですが、主な内容としましては、

市の玄関口となりますＪＲ向日町駅と阪急東向日駅などの駅関連の取り組みと、向日市ならではの魅力を高める歴史・文化資源の活用に関する取り組みを掲げております。

①ＪＲ向日町駅周辺整備では、現在進めております東口開設に向けた取り組みを推進していく内容を記載しております。

次に、②阪急東向日駅周辺整備につきましては、阪急京都線連続立体交差の調査等とも連携しながら、周辺の基盤整備や拠点性の強化方策について検討するといった内容を記載しております。

次に、③歴史・文化資源の活用・整備につきましては、長岡宮跡や古墳群などの歴史・文化資源を市民が気軽にふれることができる環境を整備していく内容を記載しております。

プロジェクトの２つ目「安全・快適な都市基盤整備」の主な内容としましては、交通環境の安全性・快適性を高める都市計画道路の整備や、懸念される災害への対策に寄与する施設整備に関する取り組みを掲げております。

①都市計画道路の整備では、ＪＲ向日町駅へのアクセス道路となる牛ヶ瀬勝竜寺線や、本市の重要な南北軸となる御陵山崎線の整備を推進する内容を記載しております。

次に、②阪急京都線の連続立体交差化では、都市の安全性と利便性を高めるため、阪急京都線の連続立体交差化に向けた調査・検討を推進する内容を記載しております。

次に、③防災施設の整備では、いろは呑龍トンネルの整備と連携した雨水対策事業の推進や、災害時における避難場所の機能を備えた多目的グラウンドの整備に向けた取り組みなどを記載しております。

最後に３つ目「新たな活力を創出する拠点の形成」ですが、主な内容としましては、森本東部地区及び阪急洛西口駅西地区の新たなまちづくりに関する取り組みを掲げております。

以上が、５章の内容となります。

次に、第６章立地適正化計画制度の活用についてご説明いたします。

第3次都市計画マスタープランでは、都市再生特別措置法により制度化されました「立地適正化計画制度」を、暮らしの場である既成市街地において、まちの顔として人を呼び込みにぎわいを創出する場と、安全・快適に居住できる場を計画的に誘導する手法として活用したいと考えております。

ご承知の方もいらっしゃると思いますが、立地適正化計画制度とは、人口減少社会の到来に対応した国の「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考え方に基づいて、居住機能や都市機能の適正な立地誘導を図る制度でございます。この制度の活用にあたっては、将来の人口減少を見据え、一定の人口密度を維持するために居住を誘導する「居住誘導区域」と、都市生活に必要な福祉や商業等の都市機能を確保する「都市機能誘導区域」、さらに都市機能誘導区域に誘導する誘導施設をそれぞれ定める必要があります。

そして、届け出制による緩やかな手法により、時間をかけて区域内に居住や都市機能を誘導していくものでございます。

それでは、制度の活用にあたって定める必要のあります都市機能誘導区域についてでございますが、都市機能誘導区域は、第3章の将来都市構造で「中心にぎわいゾーン」と「交流にぎわいゾーン」に位置づけたエリアにおいて、にぎわい創出に寄与する公共公益施設等の確保を図るため、商業系の用途地域を中心に区域の設定を行っております。

また、誘導施設につきましては、駅近といった立地や公共施設が集積している状況などを踏まえ、近年の子育て世代の転入超過に対応するため、保育所などの子育て施設や、老朽化により建てかえも検討される保健センター、また、今後のさらなる高齢化なども見据え、診療所や日用品等の買い物の場として一定規模以上の商業施設を位置づけております。

次に、制度の活用にあたって定める必要のあります居住誘導区域につきましては、激甚化する水害等の災害に備えるとともに、住宅と工場の混在を防ぎ、良好な居住環

境の確保を図るため、「市街化区域」から、青色枠の4つの区域を除いた区域を「居住誘導区域」にしたいと考えております。

4つの区域の1つ目は、土砂災害特別警戒区域でございまして、これは法で除くようにと定められているものでございます。

2つ目は、本市の防災マップの小畑川、桂川両ハザードマップで、浸水が想定されている区域でその深さが1 m以上の区域、そして小畑川ハザードマップにおいて家屋倒壊等氾濫想定区域とされている区域を除いております。これは、先般の台風による他市の洪水被害の状況を鑑み、除くことを考えております。

次に、3つ目としましては、本市のまちづくり条例で居住系の建築を制限しています、東海道新幹線及び国道171号線を含む工業地域。

4つ目としまして、鉄道用地となっています向日町操車場の敷地、以上の4つを居住誘導区域に含めないものとして考えております。

なお、この制度は、届け出により時間をかけて誘導を図っていくものですので、市街化区域内で居住誘導区域から外れた地域でも、これまでと同様に住むことも住宅を建てることも可能でございます。

以上が、第6章の主な内容でございます。

最後に、第7章のマスタープランの推進方策です。主な内容としましては「市民・事業者・行政の協働によるまちづくりの推進」と「都市計画行政の着実な推進」「都市計画マスタープランの進行管理」の3つの柱で構成しております。

1つ目の「市民・事業者・行政の協働によるまちづくりの推進」では、(1)まちづくり活動の主体づくりとして、向日市まちづくり条例で制度化されているまちづくり計画制度、いわゆるまちづくり協議会の認定制度の活用や、(2)まちづくりに関わる情報の提供として、必要な情報を適切に提供するよう努めるといった内容を記載しております。

次に、2つ目の「都市計画行政の着実な推進」では、本計画に示された都市整備方

針に沿い、都市計画の決定・変更や個別計画の立案などを進めること。また、公共施設の整備・保全や市街地における商業、福祉などの各種都市機能の整備に、民間企業のノウハウや資本等を活用する官民連携の導入を促進する内容を記載しております。

最後に、3つ目の「都市計画マスタープランの進行管理」では、(1)計画の進行管理として、主な整備構想等を中心に、PDCAサイクルを導入し、計画の進行管理を図ることや、(2)都市計画マスタープランの見直しとして、社会情勢の変化等に応じまして、必要に応じて計画の見直しを行う旨の内容を記載しております。

以上で、説明のほうを終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○会長 ありがとうございました。

それでは、報告事項ということで、マスタープラン素案については、まちづくり審議会でも3回議論していただいて、出来上がっている。今後の諮問や答申はまちづくり審議会で行われ、この都市計画審議会には本日と3月開催予定分で報告いただくということです。この場で審議するというのではなく、広くご意見をお聞きするというところでございます。

○委員 1月19日に説明会が行われるということですが、もう少し詳しいことを教えてください。

○事務局 1月19日の説明会ですが、予定としましては、午後2時から市役所の大会議室で行う予定としております。

また、年明けの広報誌等で、広く市民の方々に周知する予定としているところでございます。

○委員 都市マスは市民の方々にとって、まちづくりについての関心事なのですが、市役所大会議室で人数的に入り切れるのでしょうか。傍聴者の制限などをしないようにしていただきたいので、市役所大会議室では狭いのではないのかと思います。

○事務局 都市マス策定に係る説明会は、第1次マスの策定から含め、初めて開催

させていただきますので、実際にどれだけの方々がお越しになるのかというところが、事務局としても想定ができていないところがございます

このことから、公共施設の中で、比較的大きな大会議室を会場とさせていただく予定としているところがございます。

○委員 第2次都市計画マスタープラン策定時たくさんの方が意見を述べられていたことを記憶していますが、やはりもう少し広い会場で、たくさんの方に聞いていただくべきではないか。

傍聴者が入りきらず、改めて説明会となると事務局も傍聴者も大変かと思いますので、100人規模で入れるようなところがいいのではないのでしょうか。

さらに、説明会当日に傍聴者が多ければ、再度説明会をすることも検討していただきたいと思いますので、これらを強く要望しておきます。

○事務局 都市マス策定に係る説明会は第1次都市マス策定から振り返っても、今回が初めてです。

ただ、参考になるかどうかは分かりませんが、過去の都市計画変更などに伴う説明会をさせていただくときは、最大でも20名前後が来られているような状況です。

○委員 第2次ふるさと向日市創生計画が、向日市の最上位計画だということですが、それはどこで審議されているのですか。

もう一つ、今回の都市マスでも土地利用方針や整備方針がございますが、第2次都市マスよりかなり積極的に、今後の土地利用が変わっていく可能性を感じます。

市街化調整区域を維持活用ゾーンとして、今後、何らかの形で土地利用が進むということは、場合によっては区域区分を見直し、市街化区域にするという狙いもあるのかもしれない。今後の10年、30年後を考えたとき、区域区分の見直しが後追いの行われるのは、都市計画審議会としては余り望ましい方法ではないと思います。

こういう調整区域を活用するような方向性が決まるのであれば、かなり大きく都市構造が変わっていく可能性が考えられるので、我々都市計画審議会に議題として挙

がってきたときには既にイエスしかいえないような状況にならないような、今後のスケジュールを検討していただきたい。

3つ目、立地適正化計画制度というのは、向日市にとって非常に有効な制度の1つだと思います。

誘導施設は、誘導する際に、国の補助がつく制度なのか、単に方向性だけ示すだけの制度なのかというのご説明ください。

○事務局　まず、1つ目の第2次ふるさと向日市創生計画の関係でございますが、今年度策定を目指しているところでございます。

この計画については、ふるさと向日市創生計画委員会というのがございまして、そこで審議をいただいております、ちょうど本日、素案についてご意見を賜ったところでございます。

今後でございますが、素案についていただいたご意見を基に案を作成し、1月末を目途に委員会を開催し、案に対してご意見を賜る予定としております。

さらに、1月20日に議員全員協議会を開催し、ご意見を賜るという予定をしております。委員会、議会、さらにはパブリックコメント等でご意見を賜って、策定していきたいと考えており、年度内の策定を目指しているところでございます。

○事務局　2つ目、今後の都市計画変更などのスケジュールについてでございますが、第3次都市計画マスタープランにおいて、一定の土地利用方針などを位置づけておりますが、市としては、一定の都市基盤が整った段階で、都市計画変更を進めていきたい。

もちろん、委員がおっしゃるように、先んじて変更できるものにつきましては、変更していきたいと思っております。

3つ目、立地適正化計画制度の国からの補助ですが、都市機能誘導区域に誘導する施設として位置づけたもので、公共がかかわるものについては、国からの補助が受けられます。

また、近年、国のその他補助制度についても、立地適正化計画が補助採択の大きなキーポイントにもなっており、さまざまなまちづくりを進めていくにあたり、補助金にも影響があります。

そういう観点からも立地適正化計画を策定し、位置づけております。

○会長　　うまく活用するのはいいですが、この計画はあくまで手段であって、目的になってはまずい。

目的をしっかりさせた上で、使えるものは使うというスタンスでよろしいですね。

○事務局　　はい。そうです。

○委員　　まちづくり審議会では3回審議が行われたということですが、主なご意見を教えていただきたいと思います。

○事務局　　まちづくり審議会では、全般にわたって広くご意見をいただいております。

例えば、都市計画の目標に関しては、今後の向日市の都市計画のポイントとなりますので、よりわかりやすく、イメージしやすいような目標を設定すべきだというご意見をいただきました。

また、将来都市構造に維持活用ゾーンを今回位置づけたことは、大きなポイントでございましたので、ご議論いただいたところでございます。

議論の中で、今後の市の将来を考えたとき、どうしてもこういう部分も必要になってくるだろうというご意見でございました。

○会長　　私は意外と6ページの社会潮流というのがすごく大事だと思っています。

例えば、4番目のライフスタイルに対する意識の変化では、「SNSを利用し、多様な世代への情報発信に取り組んでいます。」とされている。

この社会の潮流の文章のほとんどが「〇〇しています。」という構成になっている。

場合によっては、ここはこれが必要です。という書きぶりも必要だと思う。

S N S を利用し、多様な世代への情報発信に取り組んでいるが、一体都市にとってなぜ S N S が必要なのか。

例えば、人口減少社会の中で薄れていくコミュニティを維持したり、安心・安全であるとか、文化活動の交流、活発化であるとか、雇用の促進化とか、そういうプロモーションを図るツールとして S N S が必要ですよといった書き方です。

しかもそれに対して後半に出てくる重点プロジェクトなどが関連してくるとよりよい計画になるのかなと思います。

また、52 ページの「創る」視点と「暮らす」視点というところ、説明の順番は、「暮らす」から「創る」だが、図では「暮らす」が下になっている。

上下逆転したほうが見やすいのかと思いました。

○事務局 52 ページの「創る」視点と「暮らす」視点の図ですが、まちづくり審議会でも議論をいただき、「暮らす」視点という土台の上に「創る」視点があるという表記がいいのではないかとということになりました。

文章としては、「暮らす」視点が、やはり一番重要な部分になりますので、図と文章は一致しないですが、それぞれの意図があるところでございます。

○会長 意図を持ての表記であれば、全然問題ありません。

それでは、この計画は3月に再度報告があるということですので、委員の皆様にはまたご意見いただきたいと思います。

それでは、これで議事を終了したいと思います。司会にマイクをお返しいたします。

○事務局 皆様ありがとうございました。

それでは、これをもちまして本日の審議会を閉会させていただきます。

皆様、お忘れ物のないようお帰りください。

本日は大変ありがとうございました。

閉会 午後 3 時 3 0 分